

第 3 次丹波市人権施策基本方針（案）に対するパブリックコメントの結果について（案）

パブリックコメントの実施状況

(1) 意見の募集期間

令和 3 年 12 月 20 日（月）～令和 4 年 1 月 20 日（木）

(2) 意見の応募者数及び件数

応募者 3 名、件数 60 件（うち、2 名公表なし。）

No.	該当項目 (頁)	意見・提案の概要	市の考え方
1	第 2 章 5 頁	「2 人権施策推進の目標」の一つ目の目標の「 ^{かんよう} 涵養」という文言について、なぜこの文言を使用したのかという理由は分かります。しかし、目標項目という重要なタイトルには多くの市民が注釈を入れずに理解できる文言（例えば「育てる」など）を選ばないと、簡潔に伝わりません。タイトルの説明文では「涵養」と記載すればいいと思います。	ご意見として承ります。 「^{かんよう}涵養」という文言は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の第 2 条において、「人権教育とは人権尊重の精神の^{かんよう}涵養を目的とする教育活動を行う」との表現で使用されております。 本方針においても、この言葉が持つ意味（自然に水がしみこむように徐々に養い育てること）が示すように、市民一人ひとりに、水がしみこむように豊かな人権感覚が養い育つことによって、日常生活において人権尊重の意識が定着するとの考えから目標にしております。 また、この言葉に込めた意図を説明し、理解していただけるよう、取組を進めてまいります。
2	第 3 章 8 頁	「(イ) 地域における人権教育」について、「参画と協働」の考えから、今後地域が担う役割がさらに増えてきます。特に地域福祉や防災などに関わる住民の人権意識が問われる場面も増えるでしょう。まずは、地域自治を地元で進める人（自治協の役員、自治会長など）への教育を盛り込むべきだと思います。	ご意見として承ります。 ご指摘のとおり、地域の中には、外国人や障がいのある人、高齢者など、様々な人が暮らしており、地域自治を地元で進める人は、豊かな人権感覚と高い人権意識を身に付けることが求められると考えます。 市では、人権講演会や住民人権学習会など、あらゆる機会を通じて、自治協議会や自治会の役員に人権教育・啓発を行っており、引き続き推進を図っていきます。

No.	該当項目 (頁)	意見・提案の概要	市の考え方
3	第5章 48頁	「第5章 人権施策の推進に向けて」に関し、この方針で大きく抜け落ちているのが方針を推進する「人」だと思います。ガバナンスの体制はあるようですが、マネジメントは人権啓発センターのみです。これだけ幅広い人権課題に対応するには、様々なステークホルダーとの協働も考えなければなりません。人権施策を進める「戦略と戦術」を担う専門的な集団に関する記述が必要です。	ご意見として承ります。 あらゆる施策の根底に人権尊重の視点を置いて人権行政を推進していく必要があると考えているとともに、本方針の性格としては、基本的な方向性を示すものであることから、具体的な施策は各担当部署による個別計画に反映され、取組が進むものと考えております。 ご指摘のとおり、人権担当部署のみで推進できるものではなく、個別施策の担当部署、そしてその関連する関係者（ステークホルダー）との協働を進めてまいります。